

# 名古屋東労働基準広報

No.709

2024年6月号

令和6年5月1日発行(毎月一日一回発行)  
通巻709号

## 未来を創る力

力を動きに、動きを力へと変える「ばね」  
「鋭く」「大膽に」「細やかに」「ばね」は、その動きの中に無限の可能性を秘めています。  
わたしたち「ばねの東郷」は「ばね」のうちに秘められた力を信じ、常に時代の一步先を見つめた製品で、豊かな社会を築きます。



常に時代の一步先を見つめた製品で  
豊かな社会を築きます

## ばねの東郷



株式会社 東郷製作所

本社・工場 〒470-0162愛知郡東郷町大字春木字蛭池1番地  
電話(0561)38-1111(大代表)  
営業所 大阪・広島・関東  
ISO14001認証取得  
ISO/TS16949認証取得  
<http://www.togoh.co.jp>

## 出張講習致します

御社へ出張して各種講習いたします。お問合せ等お待ちしております。

### <最近の出張講習実績>

- ・安全管理者選任時研修
- ・安全衛生推進者養成講習
- ・雇入れ時(新入社員等)安全衛生教育
- ・自由研削といし特別教育
- ・酸素欠乏等危険作業特別教育
- ・粉じん作業特別教育
- ・石綿使用解体業務特別教育

他



上記以外もぜひご相談ください。

## 名古屋東労働基準協会

Tel 052-882-3909

Fax 052-883-3586

E-Mail [kyokai@meito-roukyo.jp](mailto:kyokai@meito-roukyo.jp)

名古屋東労働基準広報 毎月1回 1日発行 年間購読料 3,000円  
発行所 〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 名古屋東労働基準協会  
電話 052-882-3909 FAX 052-883-3586  
(印刷所: 株鈴活印刷 名古屋市熱田区一番三丁目1-7)



ユリ(千種公園) 撮影 古東十朗氏

## 目次 CONTENTS

各種講習会のご案内	1	令和5年労働災害統計 名古屋東労働基準監督署	16
愛知県下各協会合同開催事業 開催予定表	3	連載 監督署長のつぶやき	20
新入会員のご紹介(東邦ガスコミュニケーションズ)	3	はい、こちらは企業の労働110番です	21
名東署管内災害発生状況(令和6年発生分)	4	熱中症を防ごう	22
死亡災害速報	4	令和6年賃金構造基本統計調査の実施について(お願い)	23
愛知労働局管内死亡災害発生状況(令和6年発生分)	5	賃金引上げ特設ページを公開中	24
第142回理事会を開催(書面審議)	6	労働保険の年度更新	25
第97回全国安全週間を迎えるにあたって 愛知労働局長	8	誰もが活躍できる職場づくりを進めましょう	26
令和6年度全国安全週間実施要項	9	「誰もが自らの能力を高め・発揮し、安心して生きがいや働きがいをもって活躍できる愛知」を目指して	27
労働基準部長着任ご挨拶	13		
雇用環境・均等部長着任ご挨拶	14		
職業安定部長着任ご挨拶	15		



# 健康診断

- 一般定期健康診断 …… 労働安全衛生法第66条による検査
- じん肺健康診断 …… じん肺法第8条の規定による検査
- 有機溶剤健康診断 …… 有機溶剤中毒予防規則第29条の規定による検査
- 特殊健康診断 …… 鉛・水銀・クローム・赤外線・電離放射線等の作業に従事する方の検査
  
- 血液検査 …… 免疫学的及び生化学的・血液検査全般
- 消化器検診 ○ 心電図検診 ○ 各種機能検査

## 一般財団法人 平林移動集団検診所

検診事務所 名古屋市昭和区小桜町2-29-2 寿ビル2階  
TEL.741-4012 FAX.733-0869

忙しい朝にも、  
かんたん・べんり・おいしい

フジパン



定期健康診断・人間ドック・脳ドック・婦人科検診・出張健康診断・特殊健康診断・老人保健医療福祉サービス

医療法人 名翔会

### 名古屋セントラルクリニック

名古屋市南区千竜通  
7丁目16番1

TEL (052) 821-0010

検診車

胸部検診車、胃部検診車、  
乳がん(マンモグラフィ搭載)検診車、  
子宮がん検診車、多目的(心電図・超音波検査)検診車



MRI 超伝導1.5T  
脳ドック、物忘れドック、簡易脊椎ドック



医療法人 松柏会

### 大名古屋ビルセントラルクリニック

名古屋市中村区名駅  
3丁目28番12号

大名古屋ビルディング9階

TEL (052) 587-0311



### 国際セントラルクリニック

名古屋市中村区那古野  
1丁目47番1号

国際センタービル10階

TEL (052) 561-0633



### 和合セントラルクリニック

愛知県東郷町大字春木  
字白土1-1884

TEL (052) 805-8000



### 老人保健施設 和合の里

愛知県東郷町大字春木  
字白土1-395

TEL (052) 807-1500



関連施設 (老人保健施設 和合の里 指定居宅介護支援事業所・グループホーム和合の家)

明るい職場は まず健康診断から

### ◎労働安全衛生法による 健康診断 (巡回)

☆定期健診・特殊健診 (じん肺・有機溶剤・鉛・特定化学物質等)

### ◎生活習慣病健康診断 (巡回)

☆胃部レントゲン・血液検査・心電図・腹部超音波 (エコー) 検査  
・腫瘍マーカー検査・眼底検査等

### ◎作業環境測定

☆粉じん・鉛・有機溶剤・特定化学物質等

### ◎人間ドック

☆東海診療所 (名古屋市中村区名駅南 名古屋三井ビルディング新館3F)  
TEL 052-582-0751 FAX 052-582-6968

お申込みは、書面 (またはハガキ) 並びに電話 (またはファックス) のいずれでも、ご連絡をお願い申し上げます。

名古屋東労働基準協会指定

健康診断機関等名簿登録 (1-13-03) ・作業環境測定機関等名簿登録 (23-44)

一般財団法人

## 全日本労働福祉協会 東海支部

〒457-0832 名古屋市南区浜中町1-5-1

TEL 052-602-4747

FAX 052-602-6821



全国労働衛生団体連合会 会員機関・協会けんぽ指定医療機関  
日本総合健診医学会 優良健診施設・日本病院会 優良自動化健診施設

医療法人 名翔会・医療法人 松柏会

## セントラルクリニックグループ

法人本部 名古屋市南城区下町3丁目14番地

TEL (052) 821-0090 (大代表) FAX (052) 824-0655

http://www.central-cl.or.jp / E-mail: shougai@central-cl.or.jp



ISOQAR  
REGISTERED  
Cert No. 11100  
ISO 27001

# 名古屋東労働基準協会 主催・受付

・【名古屋東労働基準協会】のホームページからお申し込み願います。

講習会名 ・ 開催月	2024年												2025年			受講料	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	会員	非会員			
一般建築物石綿含有建材調査者講習会			20・21						○				40,000	45,280			
安全衛生推進者養成講習会*	11.12		6・7		7・8		10・11		5・6		17・18		14,850				
衛生推進者養成講習会*						2						3	9,570				
化学物質管理者講習(1日)		10		23		6			○				15,000	17,000			
保護具着用管理責任者		9		22			10	20					15,000	18,500			
安全管理者選任時研修	25.26			10・11		18・19		20・21		15・16		12・13	17,800	19,800			
職長等の教育(製造業等)*		15・16	11・12	16・17		9・10			16・17			4・5	14,700	18,800			
職長・安全衛生責任者教育(建設業)*		20・21	17・18	29・30			28・29				12・13		15,500	19,800			
特別教育																	
雇入れ時(新入社員等)安全衛生教育	9												7,020	8,860			
雇入れ時安全衛生教育*							2						7,300	9,500			
自由研削といし特別教育	23			19					○				9,260	11,610			
動力プレス特別教育				9・11			16・17			21・23	18・20		12,120	15,380			
低圧電気取扱者特別教育(1日・実技あり)			14			10						○	8,350	10,490			
低圧電気取扱者特別教育(2日・実技あり)		14・15		4・5			22・23						19,800	22,000			
高圧・特別高圧電気特別教育(2日・学科のみ)								28・29					14,250	18,330			
衛生教育																	
アーク溶接特別教育			18・19・21									4.5.7	16,800	19,800			
足場組立て等特別教育*	11			2			15			24			7,100	9,000			
フルハーネス型特別教育*	24	17		4		20		22		10		19	9,500	11,500			
テールゲートリフター特別教育							25						8,800	11,800			
酸素欠乏等危険作業特別教育*				1					11				8,400	10,500			
ダイオキシン類特別教育				12									7,330	9,160			
粉じん作業特別教育*					2			27			14		7,300	9,200			
携帯用丸のこ盤従事者安全教育*				3							7		7,300	8,900			
振動工具取扱作業安全衛生教育*							9						7,300	8,900			
フォークリフト従事者安全衛生教育*				8			30						7,700	9,700			
職長・安全衛生責任者能力向上教育*				24						○			8,100	10,100			
衛生管理者受験準備勉強会(1種)		13・14			5・6				○				17,820	22,000			
衛生管理者受験準備勉強会(2種)		13			5				○				11,610	14,660			
説明会等																	
全国安全週間説明会			4・5											用品代2,000			
全国労働衛生週間説明会						4・5								用品代2,000			
労務管理研修会									○					無料			
労災保険実務研修会											○			無料			

※講習会等は状況に応じて日程変更等あります。

\*主催：(一社)名古屋南労働基準協会  
受付：名古屋東労働基準協会

2024年8月分

※すでに定員満了の講習は未掲載

講習会名	月	学科開催日	実技開催日	学科会場	実技会場	会費	申込
フォークリフト運転 (31H)	8月	1	2・5・6	ポーラ名古屋ビル	NSB東海 (車×)	32,650円	
			4・11・18	ポーラ名古屋ビル	水谷運輸		
			7・8・9	ポーラ名古屋ビル	NSB東海 (車×)		
		19	20・21・22	NSB東海 (車×)	NSB東海 (車×)		
			23・26・27	NSB東海 (車×)	NSB東海 (車×)		
ガス溶接技能	20	24	豊和工業	トヨタグローバル	13,780円		
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	3・4		ポーラ名古屋ビル		13,780円		
はい作業主任者	26・27		ポーラ名古屋ビル		12,895円		
石綿作業主任者	15・16		ポーラ名古屋ビル		13,280円		
	30・31		ポーラ名古屋ビル				
産業用ロボット特別	8月	22・23	28	トヨタグローバル	トヨタグローバル	会員 34,980円 非会員 40,480円	
			29	トヨタグローバル	トヨタグローバル		
		5・6	8	エイジェック愛知校	エイジェック愛知校		
			9	エイジェック愛知校	エイジェック愛知校		
電気自動車等整備業務特別	7	7	名鉄自動車整備専門学校	名鉄自動車整備専門学校	会員 10,190円 非会員 10,690円		
テールゲートリフター	20	20	アイシン教育センター	アイシン教育センター	会員 14,000円 非会員 16,000円		
	30	30	アイシン教育センター	アイシン教育センター			
【化学物質製造事業場向け】 化学物質管理者 (学科2日)	19	20	ポーラ名古屋ビル		会員 25,000円 非会員 30,000円		

まずは名古屋東労働基準協会へお電話 (052-882-3909)下さい。

令和6年度 愛知県下各協会合同開催事業 開催予定表 (当協会も主催機関です)

種別	講習会名	QRコード	6月	7月	8月	会費(単位:円)		会場	
						会員	非会員		
総合労働講座 労働法令	1. 労働実務基礎講習(半日)		19	17	8	無	料	名北労働基準協会他	
	2. 労働実務総合研修(1日)		25		28	10,000	13,330	名北労働基準協会	
	3. 労働実務専門講座(4日間)		12 26	10 24		全日 36,700	全日 44,500	名北労働基準協会	
	4. 建設業雇用管理者研修(1日)			○	○	無	料	名北労働基準協会 他	
セミナー 労働問題	1. 令和6年度の労働の動向を聴くセミナー		18			無	料	ウィルあいち	
	2. 労働トラブル防止総合講座		10		5	6,900	9,130	名北労働基準協会	
	3. 2024年問題建設業対応セミナー					無	料	名北労働基準協会	
衛生安全	1. 携帯丸のこ等取扱作業従事者教育			3		7,300	8,900	名古屋市工業研究所	
	2. ダイオキシン類特別教育			12		7,330	9,160	名古屋市工業研究所	
社員教育	1. 管理能力向上研修	 1~3  4~7	24			6,000	7,000	名北労働基準協会	
	2. メンタルヘルスマネジメント研修			23		6,000	7,000	名北労働基準協会	
	3. 人事考課者研修					6,000	7,000	名北労働基準協会	
	4. ハラスメント防止研修				20	6,000	7,000	名北労働基準協会	
	5. ハラスメント相談担当者研修			11			6,000	7,000	名北労働基準協会
	6. アンガーマネジメント研修				2		6,000	7,000	名北労働基準協会
	7. アサーティブ研修			20			6,000	7,000	名北労働基準協会

名古屋東労働基準協会 新入会員のご紹介  
新しくご入会いただきました。よろしくお願い致します。



東邦ガスグループ

## 東邦ガスコミュニケーションズ

社 名：東邦ガスコミュニケーションズ株式会社

所 在 地：名古屋市熱田区桜田町19-18

設 立：2023年8月1日

資 本 金：1,000万円

株 主：東邦ガス株式会社 (100%)

代 表 者：代表取締役 永田和之

事業内容：コールセンター業務、料金や契約に関する事務処理業務、  
ガス機器などの保守・メンテナンス、保安に関するチャネルの育成・指導、  
前各号に附帯関連する一切の事業

<2024年安全衛生活動スローガン>

「安全がすべてに優先」心掛け ルールを守ってゼロ災職場

# 名古屋東労働基準監督署管内災害発生状況（令和6年発生分）

令和6年4月末日現在

業種	4月末日現在	累計	前年同期	業種	4月末日現在	累計	前年同期
製造業	(1) 9	(1) 23	(1) 21	建設業	8	18	24
食料品		5	4	運輸交通業	5	12	7
織維		1		陸上貨物業	2	3	4
木材・木製品				商業	6	(1) 23	41
製紙・印刷	(1) 2	(1) 2	3	金融・広告業	8	12	6
化学		1	1	保健衛生業	11	30	63
窯業・土石製品		1	1	接客娯楽業	4	16	27
鉄鋼・非鉄金属		1	(1) 1	清掃業	2	(1) 12	16
金属製品	1	3	3	その他の事業	6	(1) 23	24
一般機械	1	2	3				
電気機械	1	1	1				
輸送用機械	2	3	2	合計	(1) 61	(2) 172	(1) 233
その他の製造	2	3	2				

(注1) 休業4日以上<sup>の</sup>死傷病報告受理件数を表す。  
(注2) 死亡者数は（ ）内に外数で表わす。(最新把握件数)

## 死亡災害速報（4月）

愛知労働局

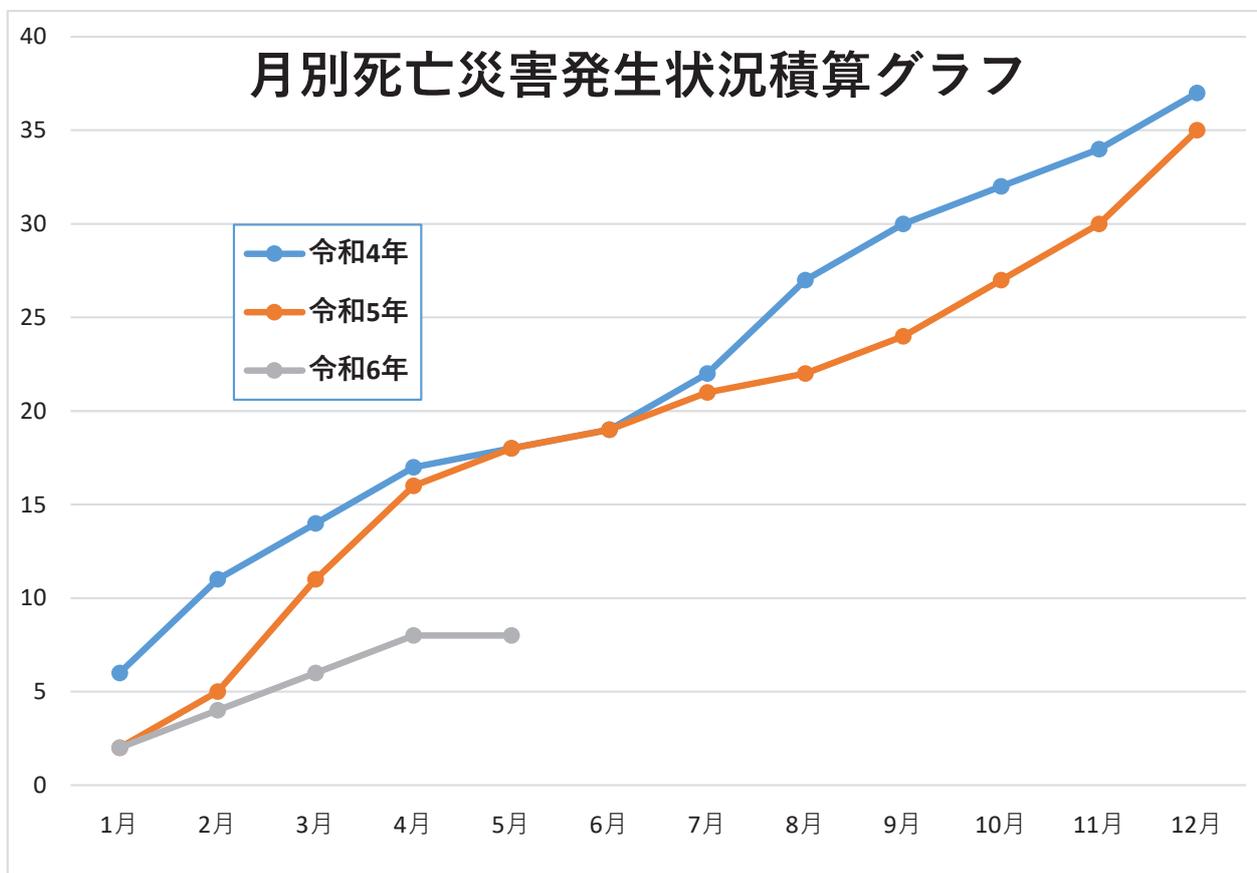
発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因
R6. 2024 4.19. 6:30	はさまれ・巻き込まれ その他の動力運搬機	被災者はゴルフ場のグラウンド管理を行うため、ブローアを牽引したトラクターを運転していたところ、トラクターが横転し、トラクターの下敷きになり、死亡したものの。
事業場規模 9名以下	業種 接客娯楽業	20代 グラウンド管理業務 経歴 7年
R6. 2024 4.24. 18:24	はさまれ・巻き込まれ エレベータ・リフト	外装印刷済みのティッシュボックスを入れた箱が、垂直搬送機内で荷崩れし、これを直そうとした際に垂直搬送機リフトとリフトを囲う梁とに頭部を挟まれたもの。
事業場規模 9名以下	業種 印刷・製本業	40代 経歴 年

# 愛知労働局管内死亡災害発生状況(令和6年5月7日現在の速報値)

令和5年発生分

※( )内は交通事故による死亡者数で内数である。

業種		年別	令和6年(速報値)	令和5年同時期(速報値)	令和5年確定値
製 造 業	製 造 業		2	4	8
	食 料 品 製 造 業				
	化 学 工 業				
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属			2	3
	金 属 製 品				
	一 般 ・ 電 気 ・ 輸 送 用				
内 訳	そ の 他		2	2	5
	建 設 業			1	6 (1)
	土 木 工 事 業				
	建 築 工 事 業			1	6 (1)
内 訳	そ の 他				
	陸 上 貨 物 輸 送 事 業		1	3	10 (3)
	商 業		3 (2)	2 (1)	4 (2)
	卸 売 業		1	1	2
内 訳	小 売 業		1 (1)	1 (1)	2 (2)
	そ の 他		1 (1)		
	清 掃 ・ と 畜 業		1	1	4
上 記 以 外 の 事 業			1	2 (1)	3 (1)
合 計			8 (2)	13 (2)	35 (7)



# 第142回理事会を開催

名古屋東労働基準協会

名古屋東労働基準協会第142回理事会を书面審議にて4月9～25日に実施いたしました。併せて4月19日に議案説明会をZoom会議にて開催しました。

以下の議案につきまして、名古屋東労働基準協会規約第22条〔理事会の議決方法〕に基づき承認されました。

第1号議案（2023年度事業報告）

第2号議案（2023年度決算報告）

第3号議案（2024年度事業計画案）

第4号議案（2024年度予算案）

上記議案は、5月30日の役員総会にてあらためてご審議いただく予定です。

ご協力いただいた理事の皆様にご礼申し上げます。

## 2023(令和5)年度 決算報告

自 2023年4月1日

至 2024年3月31日

単位：千円

科 目	実 績 (A)	予 算 (B)	予 算 比 (A)-(B)
1. 事業収支の部			
(1) 事業収入計	47,639	31,857	15,782
会費収入	11,830	12,000	△ 170
事業収入	35,563	19,377	16,186
講習会収入	25,186	9,995	15,191
他協会講習受付手数料 他	10,377	9,382	995
雑収入	246	480	△ 234
(2) 事業支出計	29,856	28,544	1,312
事業費	22,237	20,002	2,235
管理費	7,619	8,542	△ 923
事業収支差額	17,783	3,313	14,470
2. 事業外収支の部			0
(1) 事業外収入	0	0	0
(2) 事業外支出	700	700	0
事業外収支差額	△ 700	△ 700	0
当期収支差額	17,083	2,613	14,470

# 2024年度事業計画

## 1. 重点実施事項

### (1) 講習会の充実など

#### ①主催講習

- ・既存講習は、受講ニーズに応じ講習開催回数の増減を適宜検討する。
- ・感染症対策で実施していた会場定員制限を緩和する。
- ・法改正動向・受講ニーズを踏まえ、新規講習の立ち上げを検討する。

#### ②名南協会、県協主催講習

- ・両協会との良好な関係を維持し、両協会主催講習の受付業務を円滑に実施する。

#### ③法令講習のeラーニング化に関する動向の情報収集を行う。

### (2) 会員サービスの向上

#### ①企業の労働110番労働相談室の周知PRを行う。

#### ②名古屋東労働基準監督署の協力を得て、労基法・安衛法に係る情報等の提供を行う。

#### ③協会HP、広報誌を通じ、適切で迅速な情報提供を行う。

#### ④安全・衛生に関する「DVD」の貸出しを行なう。

### (3)安全衛生勉強会の実施

### (4)その他

#### ①事務所老朽化に対する備えとして、将来の移転計画を検討する。

#### ②専務理事出向元の会長会社（副会長会社）の負担軽減策を検討する。

## 2. 会議・行事、講習会等

月	2024年度 会議・行事
4	会計監査（4/8）、理事会議案説明会（WEBのみ4/19）
5	役員総会（5/30）
6	全国安全週間説明会（6/4,5）
7	愛知産業安全衛生大会（7/4）
8	
9	全国労働衛生週間説明会（9/4,5）
10	中間理事会（10/29）
11	全国産業安全衛生大会（広島11/13-15）
12	労務管理研修会
1	運営会議（会長、副会長のみ）、新年安全祈願祭（1/17）
2	労災保険実務研修会
3	

以上



## 第97回全国安全週間を迎えるにあたって

愛知労働局長 阿部 充

令和6年度の全国安全週間は、「危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽み  
んなで築く職場の安全」をスローガンに、6月1日～30日を準備期間として、7月1日  
～7日の間、全国で展開されます。

同週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産  
業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の  
定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく連綿と続けられ、今年で97回目を  
迎えます。この間、産業安全に係る皆様方のご理解の下、各種安全管理の取組を通  
じて安全水準は着実に向上していますが、なお多くの労働災害が発生しています。

愛知県における、令和5年の労働災害の発生状況は死亡者数35人（令和4年37人：  
▲5.4%）、死傷者数（「死亡・休業4日以上」以下同じ）7,817人（令和4年7,589人：  
+3.0%）となっております。これは、愛知労働局が策定し、推進を図っている「第14  
次労働災害防止推進計画」の目標に掲げた「2027年までに、死亡者数について、早期に  
年間25人を下回りさらなる減少を目指す。死傷者数について、2022年までの増加傾向に  
歯止めをかけ、死傷年千人率については、2022年と比較して2027年までに減少に転ずる。」  
に対し、死亡者数については、前年より減少したものの、目標を大きく上回っており、  
死傷者数についても、目標達成に向け更なる取組が必要な状況であると認識しております。

第14次労働災害防止推進計画では、働く方々が、安全と安心のほか、やりがいや生き  
がいをこれまで以上にもてること、そして、経営トップにおける安全衛生へのコスト意  
識が払しょくされ、生産性や企業価値の向上が意識できるようにするため、「自律」と「ポ  
ジティブ」をキーワードに据え、①リスクアセスメントの正しい理解を通じて、自らが  
評価して自らが選択する「自律」、②重篤な労働災害の撲滅を目指すのみにとどまらず、  
生産性の向上等により労働分配を高めることや、働き方改革の推進などへ結びつける「ポ  
ジティブ」な安全衛生管理を促進することにより、企業、社会のウェルビーイングへと  
繋げていくこととしています。

この理念をより多くの事業者の皆様にご理解いただくため、愛知労働局では、令和5  
年度より「安全経営あいち®」を商標登録したところであり、「安全経営あいち®」の拡張・  
深化を図るため、「安全経営あいち賛同事業場制度」の運用をさらに進めてまいります。

事業場の皆様におかれましては、全国安全週間を契機として、自律的でポジティブな  
安全衛生管理に向けた取組をより一層進めていただきますよう、お願い申し上げます。

# 令和6年度全国安全週間実施要綱

## 1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で97回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、令和5年の労働災害については、死亡災害は集計開始以降最少となった前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上死傷災害は前年同期よりも増加しており、過去20年で最多となった令和4年を上回る見込みで、平成21年以降、死傷者数が増加に転じてから続く増加傾向に歯止めがかからない状況となっている。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、死亡災害については墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にある。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次2年目となる令和6年度においても、引き続き労使一丸となった取組が求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和6年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

危険に気付くあなたの目　そして摘み取る危険の芽　みんなで築く職場の安全

## 2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

## 3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

## 4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

## 5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

## 6 実施者

各事業場

## 7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等を作成し、配布する。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報する。

- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会や、事業者間で意見交換し、好事例を情報交換するワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」（7月1日）の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

## 8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対して、支援、協力を依頼する。

## 9 実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

## 10 実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

### (1) 安全衛生活動の推進

#### ① 安全衛生管理体制の確立

- ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
- イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
- ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
- エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

#### ② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

- ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
- イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
- エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

#### ③ 自主的な安全衛生活動の促進

- ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- イ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

#### ④ リスクアセスメントの実施

- ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善

イ SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

⑤ その他の取組

ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承

イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上

ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

(2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策

① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析

イ 経営トップが先頭に立って行う安全衛生方針の作成、周知

ウ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発

オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底

② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用

イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進

ウ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施

エ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施

オ トラックの逸走防止措置の実施

カ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

③ 建設業における労働災害防止対策

ア 一般的事項

(ア) 「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用

(イ) 足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、改正「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用

(ウ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施

(エ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施

(オ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保

(カ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施

(キ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

イ 改正「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施

ウ 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事におけるがれき処理作業の安全確保、土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害から

## の復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施

### ④ 製造業における労働災害防止対策

- ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

### ⑤ 林業の労働災害防止対策

- ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

## (3) 業種横断的な労働災害防止対策

### ① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

- ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
- イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
- エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
- オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
- カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施

### ② 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

- ア 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に基づく措置の実施
- イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化

### ③ 交通労働災害防止対策

- ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

### ④ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

- ア 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
- イ 作業を管理する者及び労働者に対する教育の実施
- ウ 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮

### ⑤ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

- ア 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
- イ その他請負人等が上記10(1)～10(3)④に掲げる事項を円滑に実施するための配慮



## 労働基準部長着任挨拶

労働基準部長

高橋 嘉寿満

春暖の候、会員の皆様には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、皆様には、日頃より労働基準行政の推進に多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、4月1日付けの人事異動により愛知労働局労働基準部長として着任いたしました高橋と申します。愛知労働局での勤務は初めてですが、管内の事情等を速やかに把握し、的確な行政運営に努めてまいり所存ですので、よろしく願いいたします。

さて、最低賃金については、令和6年3月に行われた中央での政労使の意見交換の場において、岸田総理から「労働生産性の引上げ努力等を通じ、2030年代半ばまでに全国加重平均1,500円を目指すとした目標についてより早く達成できるよう努力する。」との発言がなされるなど、中小・小規模企業が賃上げしやすい環境整備に一層取り組むことが求められています。中小・小規模企業が賃上げするためには、生産性向上が不可欠でありますことから、業務改善や生産性向上に係る企業のニーズに応えるためにも、業務改善助成金などの各種支援策について、積極的な周知及び利用勧奨を行い、賃金引上げを支援します。

長時間労働の抑制については、本年4月からは、これまで適用が猶予されていた建設業、自動車運転者、医師について、時間外・休日労働の上限規制が適用されることとなりました。適用が開始される業務への対応については、関係機関や関係業界団体等と連携しつつ、説明会の開催や個別訪問等の支援を行ってまいります。

また、上限規制と同じく4月から労働条件明示ルールに係る改正が適用されております。この改正では、4月以降に労働契約を締結・更新する際に、新たに「就業場所」や「業務の変更の範囲」等の明示事項が追加され、適用される範囲についてもパートやアルバイトを含めたすべての労働者が対象になりますことから、より一層の周知を行うとともに、適切な指導も行ってまいります。

労働災害防止については、リスクアセスメントを軸として、自律したポジティブな安全衛生管理の推進・定着に向け取り組んでいるところであります。

生産性等の向上を図る取組みの一環として行う作業の実態把握は、リスクアセスメントのプロセスと一体的に行うことが効果的です。このため、愛知労働局では、安全衛生管理を経営課題と捉え、事業運営と一体的に管理する経営手法である「安全経営あいち®」を提唱するとともに、「安全経営あいち賛同事業場制度」を運用しております。ご賛同いただける事業場では「安全経営あいち®」の名称及びロゴを一定の条件下で自由に利用できますので、こうした「安全経営」に積極的に取り組む姿勢を事業場内外に示し、生産性を高めながら安全性を向上させることにも繋がりますので、多くの事業場からご賛同いただけるように取り組んでまいります。

総合的な健康確保対策については、個別の情報として取り扱われがちな、健康診断、面接指導、ストレスチェック等の結果を一元的に取り扱う手法等の指導を通じて、事後措置の実施と健康保持増進を一体的に推進します。また、危険性・有害性が認められた化学物質については、リスクアセスメントを中核とした、労働者のばく露の程度の低減措置の実施等について、丁寧な指導援助を行ってまいります。

労災保険については、被災労働者等に対して迅速かつ公正に必要な保険給付を行うことが重要です。精神障害の労災認定基準については、令和5年9月に、いわゆるカスタマーハラスメントといった具体的出来事等を業務による心理的負荷評価表へ追加しています。特に認定までに時間を要する精神障害等の複雑困難事案については、愛知労災保険業務センターにおいて集中的に処理するなど、一層迅速・適正な労災補償を行うよう努めてまいります。

最後に、会員の皆様のご発展とご健勝を祈念申し上げ、着任の挨拶とさせていただきます。



## 多様な人材の活躍と魅力ある 職場づくりに取り組みます

愛知労働局雇用環境・均等部長

木本 睦子

4月1日付けで、愛知労働局雇用環境・均等部長を拝命いたしました木本でございます。愛知労働基準協会の皆様におかれましては、日頃から愛知労働局が取り組む施策に多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

私は、北海道の出身で、社会人になりましてからはずっと東京で暮らしてまいりました。この度、愛知経済圏とも呼べる一大経済圏であると同時に、地域ごとに歴史ある豊かな文化を擁する当地に御縁をいただき、新たな生活をスタートできることを大変嬉しく思っております。

県内いたるところ、見どころ、食べどころ（愛知めし）が満載と伺っておりますので、できるだけ足を運びたいと考えております。

さて、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行してから1年が経過し、私たちを取り巻く状況は、概ね感染症拡大前に戻りつつあります。一方で、実質賃金減少の長期化、慢性的な人手不足など、依然として雇用情勢を取り巻く困難な課題が多くございます。

このような状況の中、賃金引上げの流れを中小企業・小規模事業者にも波及させることが重要であり、特に、労務費の適切な価格転嫁を通じた取引適正化が不可欠であることから、愛知県においては、全国に先んじて、昨年2月に愛知労働局も参画し関係12機関で「適正な取引・価格転嫁を促し地域経済の活性化に取り組む共同宣言」を发出しています。また、本年2月には「取引適正化・価格転嫁推進フォーラム」を開催し、取引適正化と賃上げの機運醸成を図ることを確認しています。

雇用環境・均等部においては、引き続き最低賃金、賃金の引き上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取組を業務改善助成金により支援するとともに、今年度は、多様な人材の活躍と魅力ある職場づくりに向けた取組として、本年11月1日に施行される「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」によるフリーランスの方々の就業環境整備に取り組めます。

非正規雇用労働者の方々の処遇改善については、同一労働同一賃金の遵守徹底を図り、正社員化等に取り組む事業主の皆様に対し、キャリアアップ助成金による支援を併せて行ってまいります。

さらに、現在、国会に提出されている、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置や、育児休業の取得状況の拡大、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の周知の強化等を内容とする育児・介護休業法の改正法案が成立した場合には、会員の皆様には新たなお取り組みをお願いすることとなります。

令和6年度におきましても、愛知労働基準協会様のご協力をいただきながら、会員の皆様にはわかりやすく愛知労働局の施策をお伝えできるよう努めてまいりたいと存じますので、引き続きご支援とご協力を賜りますよう、よろしく御礼申し上げます。

最後になりますが、会員の皆様方の益々のご発展を祈念申し上げ着任の挨拶とさせていただきます。



## 着任のご挨拶

愛知労働局 職業安定部長  
林 幹 雄

令和6年4月1日付けで愛知労働局職業安定部長を拝命しました林と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

愛知労働基準協会の会員の皆様方におかれましては、日頃から労働行政の推進に格別なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が5類に移行してから1年以上が経過し、街に活気が戻りました。雇用情勢を測る指標である有効求人倍率については、統計開始以降初めて全国を下回った令和2年9月の1.03倍（季節調整値）から令和6年3月には、1.31倍と全国の1.28倍を0.03ポイント上回っており、基幹産業である製造業を中心に生産回復の動きが見られるところですが、こうした経済活動の回復、活発化に伴い新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前から課題となっていた少子高齢化による生産年齢人口の減少による人手不足問題がより大きく顕在化しております。

また、コロナ禍を経験する中で、オンラインを活用した採用選考や在宅勤務等が拡大するなど、求職活動の方法や働き方も大きく変わってきていますが、ハローワークが果たすべき役割を十分に認識し、利用者のニーズに沿った取組を進めてまいります。

求人者に対しては、人手不足解消のため、企業がより迅速に必要な人材を確保できるように、常に労働市場の動きに目を配り、求人者のニーズにマッチした支援を行ってまいります。

一方で、求職者に対しては、個々のニーズや課題を踏まえ、担当者制等によるきめ細かな就職支援を行うとともに、SNSやホームページを活用した情報発信の強化や、オンライン活用の促進によりハローワークの利便性を向上してまいります。

また、労働市場は大きく変化しており、労働者が自分の意志でリスクリングを行い、職務や働き方を選択しながら自らキャリアを形成していけるよう、企業側にも変革が求められております。企業の「人への投資」を強力に支援するため、人材開発支援助成金を活用した人材育成の推進、デジタル人材育成のための公的職業訓練の拡充等、企業の労働生産性の向上支援を進めてまいります。

障害者の雇用については、企業における理解と障害者自身の自立意識の高まりにより着実に進んでいるものの、当県においては、未だ法定雇用率はもとより全国の実雇用率を下回る状況となっております。本年4月からは、障害者法定雇用率が引き上げられ、これまで以上に障害者雇用を進めることが求められていますが、ハローワークでは、関係機関等と連携した「チーム支援」により、企業の障害者雇用を支援してまいります。加えて、障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（愛称「もにす」）を積極的に推進し、もにす認定企業の取組内容を他社にも参考としてもらうべく、周知を図ってまいります。

外国人雇用対策については、人手不足への対応として、令和5年8月に在留資格「特定技能2号」に対象分野が追加されたことに加え、技能実習制度に代わる新たな制度が検討されているところであり、今後、外国人労働者のさらなる活躍が見込まれるため、外国人労働者に係る労働市場にも注視しつつ、ハローワークでは留学生等への支援も含め、外国人材の活用など適切な職業紹介等の業務を実施してまいります。

また、多様な人材の活躍に向けて、高年齢者等の雇用支援も進めてまいります。

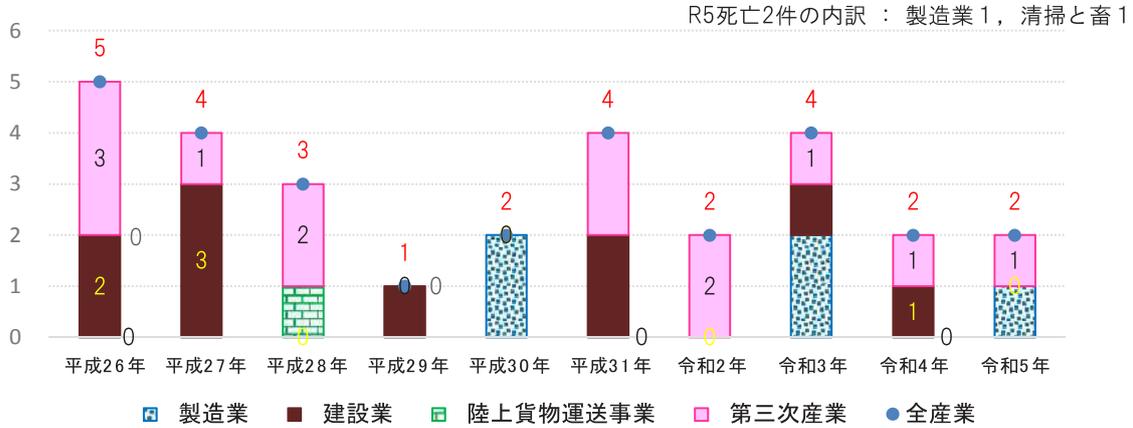
これらの取組を進めるに当たりましては、貴会、貴会会員の皆様と協力しながら、ご意見ご要望をお聴きして進めてまいりたいと考えておりますので、何卒ご協力ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

# 令和5年労働災害統計

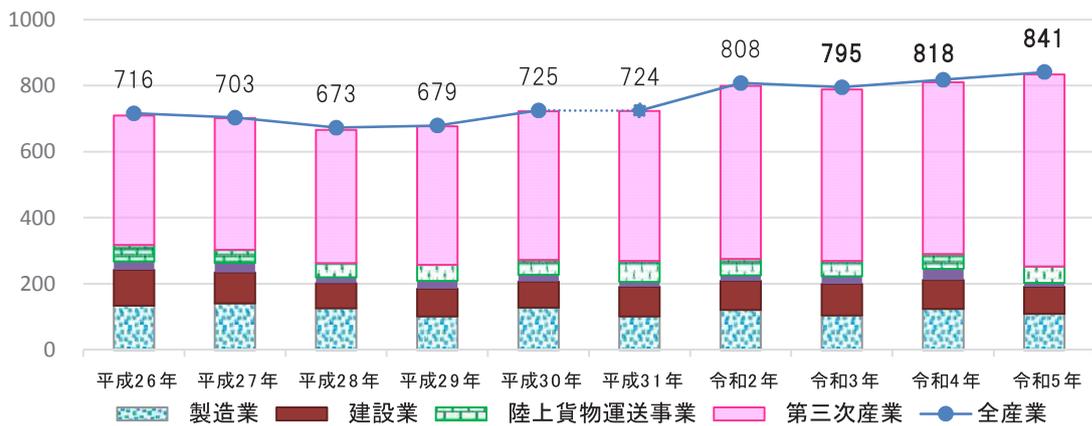
名古屋東労働基準監督署

## 1 労働災害発生状況の推移

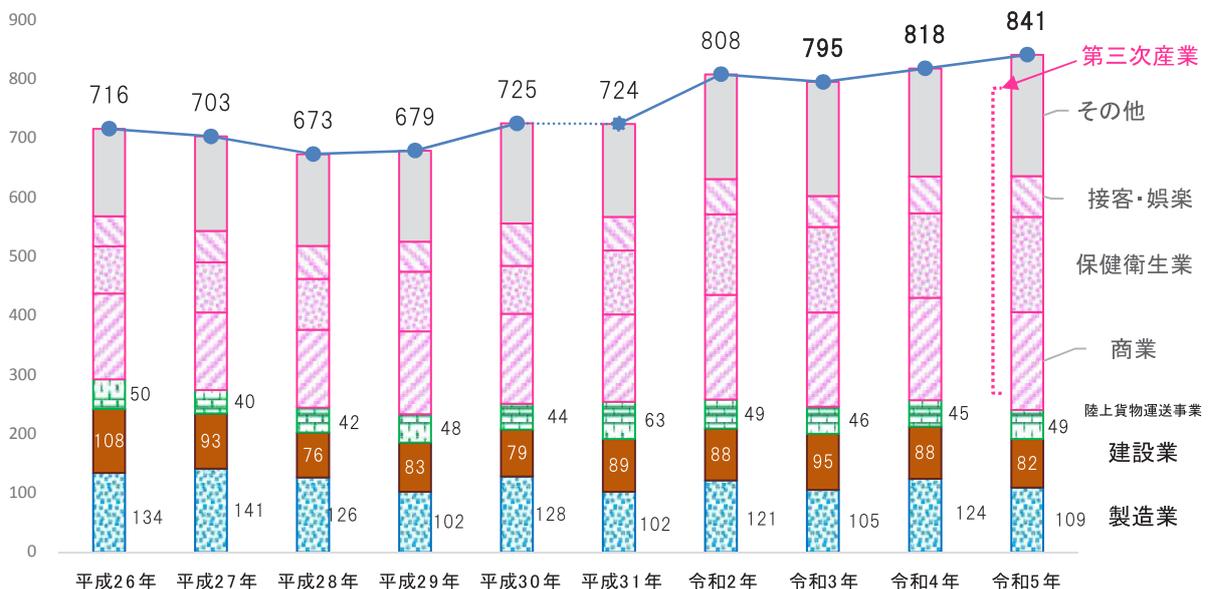
死亡者数の推移



休業4日以上の死傷者の推移

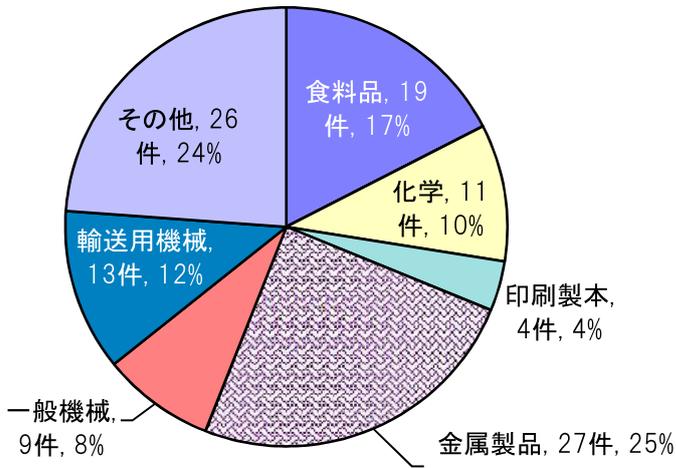


休業4日以上の死傷者の推移 (\* コロナ感染症を除いたもの)

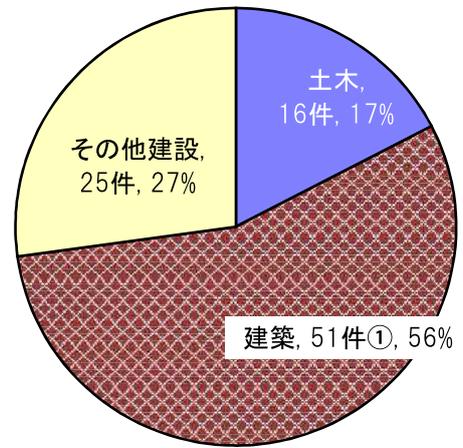


## 2 業種別労働災害発生状況（業種，件数，割合）

製造業 業種別災害件数 (R5)

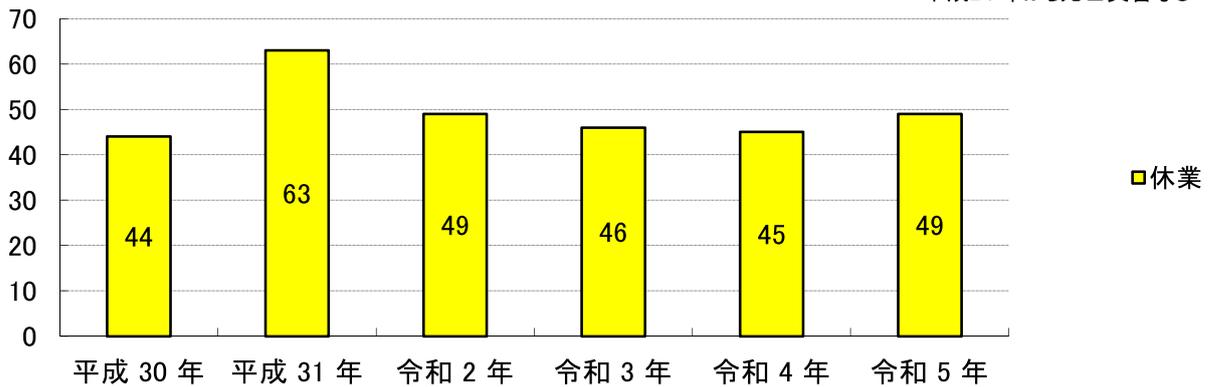


建設業 業種別災害件数 (R5 死亡①)



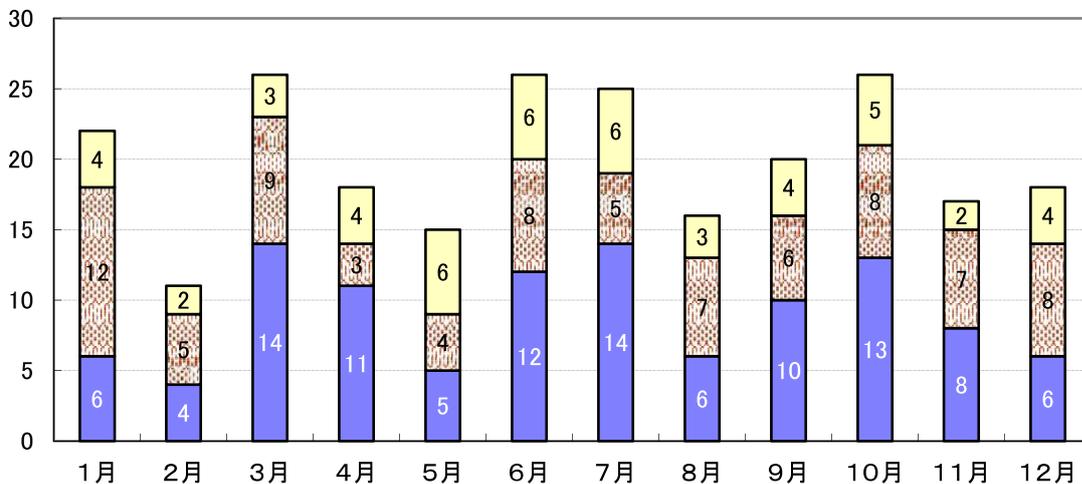
陸上貨物運送事業 災害推移

平成29年から死亡災害なし

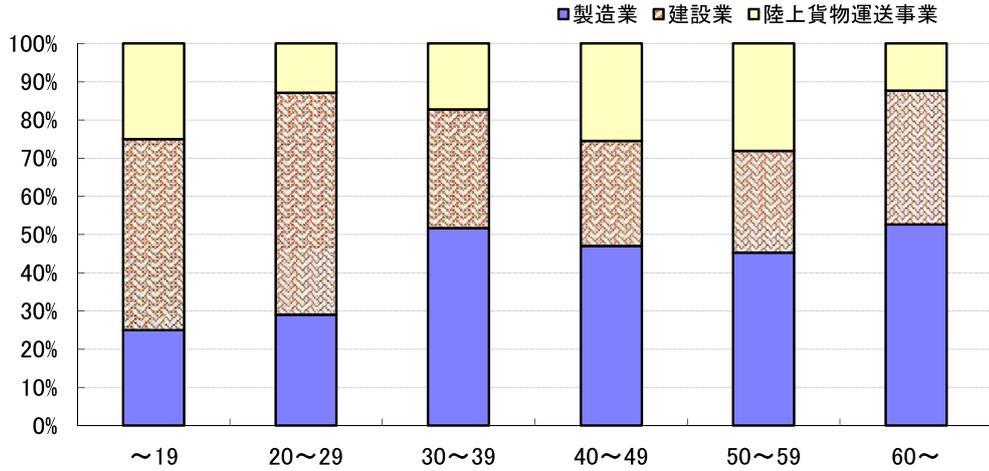


月別発生状況 (R5)

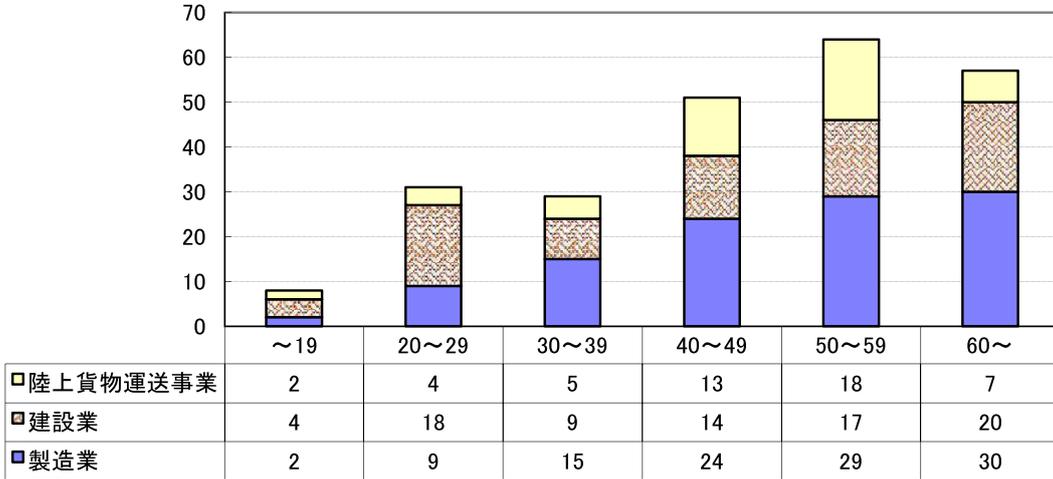
陸上貨物運送事業 建設業 製造業



年齢別発生状況(R5 構成比)

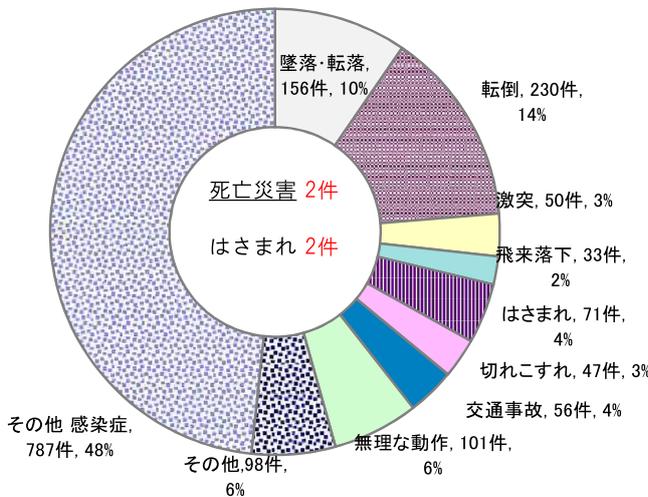


年齢別発生状況(R5 件数)

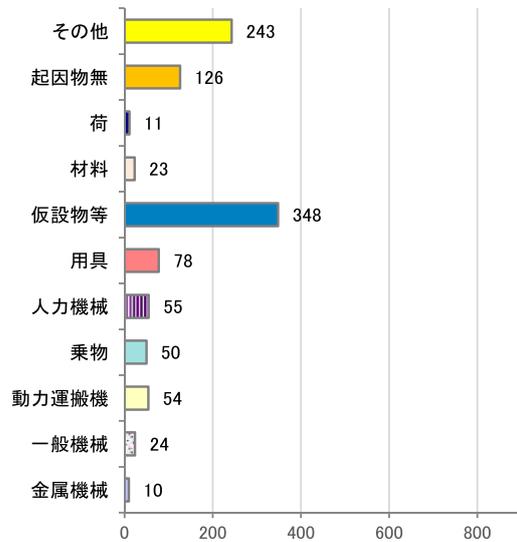


### 3 事故の型別・起因物別労働災害発生状況 (事故の型・起因物, 件数, 割合)

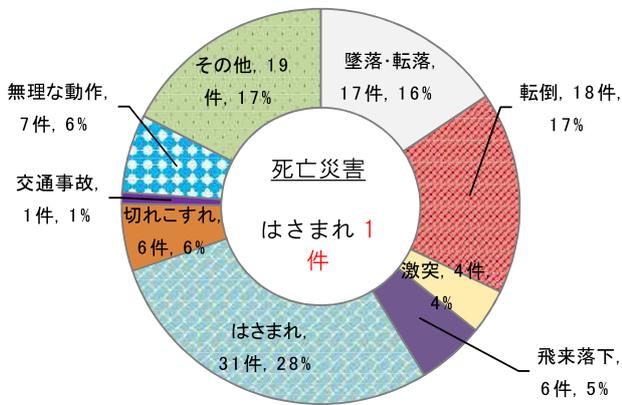
全産業 型別 (R5 死亡 2件 を含む)



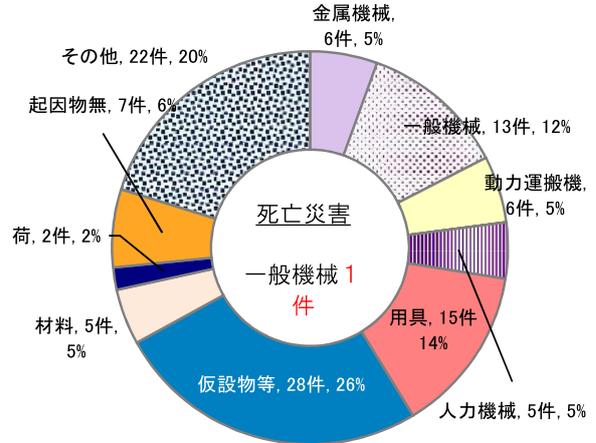
全産業 物別 (R5 死亡 2 を含む)



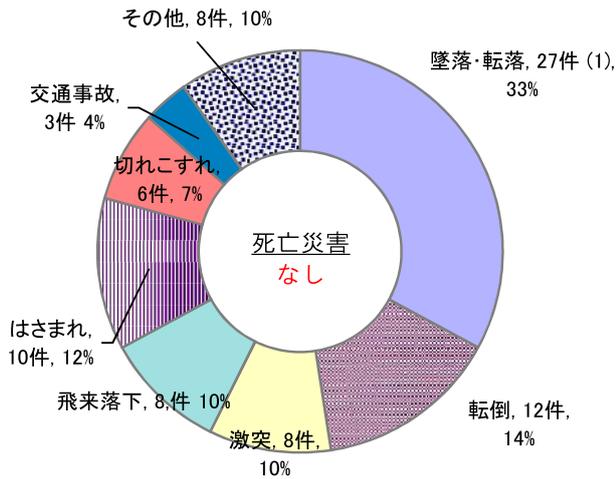
製造業 型別 (R5 死亡1件を含む)



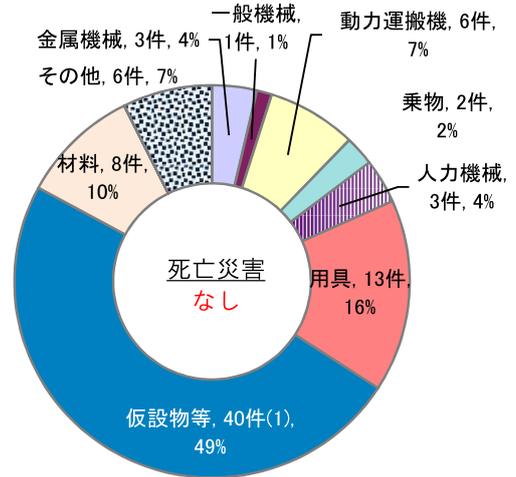
製造業 起因物別 (R5 死亡1件を含む)



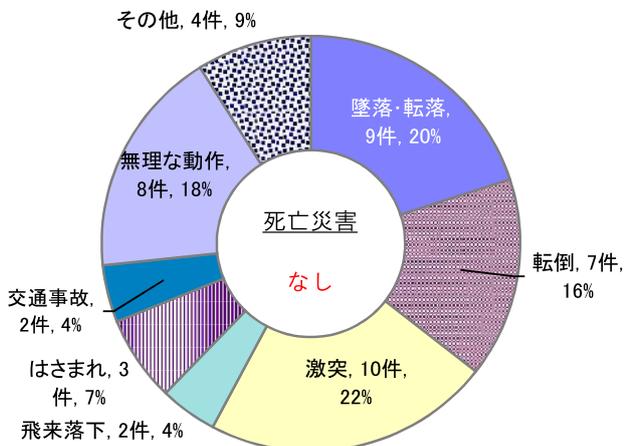
建設業 型別 (R5 死亡0件)



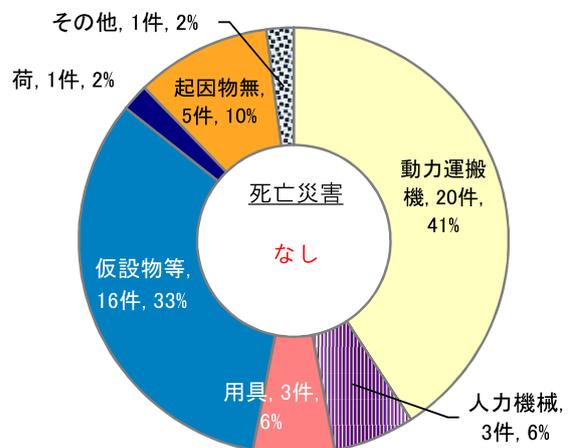
建設業 起因物別 (R5 死亡0件)



陸上貨物運送事業 型別 (R5 死亡0件)



陸上貨物運送事業 起因物別 (R5 死亡0件)



名古屋東労働基準監督署長

山本祥喜

## 「インド」

エジプト旅行の後、引き続き四大文明の一つであるインダス文明を誇っていたインドを旅行しました。インドは今や世界一の人口を有しており、IT産業が盛んで各世界に人材を送り出すなど、会員事業場においてもビジネスで関わっていく機会が多くなると思われます。また、インドは農業などの穀物から自動車、宇宙開発まで自国で賄っており、世界でも珍しい自給自足の国でもあります。

旅行ではカルカッタから入国し、列車やリキシャやオート三輪を利用しながら、有名なアグラ城やタージマハル、聖地ベナレスを回りました。エジプトのピラミッドは石を高く積んだ王の墓ですが、タージマハルは大理石で作られた皇帝の愛妃の霊廟で、ベナレスはガンジス河で沐浴したり火葬場として有名な場所です。

旅行中に観光ガイドを依頼したら、車には運転手のほか通訳と雑用係が同乗していました。他の国では運転手一人で全てこなすため不思議でしたが、カースト制度の影響なのか、皆で労働と報酬を分け合う「ワークシェアリング」が当たり前だそうです。また、物乞いに囲まれることが多いですが、怠けているわけではなく「仕事なのだ」と後で知りました。ただ、長らくイギリスの影響を受けていたため、R・LやTHの発音に独特の訛りがありますが、英語が公用語に近いぐらい通用するのは旅行でもビジネスでも有用です。最も苦労したのはトイレを見つけることで、当時はトイレを持たず屋外排泄している家庭が大部分であったため、もし下痢になったら行動範囲が狭くなります。

食事はカレーが基本です。帰国時のトラブルを回避するため、できるかぎり渡航先の国の航空会社を利用していますが、当時のエアインディアは機内に入った瞬間からスパイスの香りが充満していました。今でこそインドカレーは日本の街中にありますが、私が若い頃は、スパイスとハーブを練り込んだ独特の味を食すことが無かったため新鮮でした。ナンやチャパティだけでなく、エジプトと同じく米も食べることで、チャイやラッシーなど馴染みある飲料もあることから、出張や長期滞在する日本人でも食事に困ることは少ないかと思えます。

ちなみにインドの旧名は天竺で、釈迦の国で仏教最大の聖地だったようですが、しばらくしてヒンドゥー教徒が大半を占めるようになったため、牛が道路を縦横無尽に歩きながら糞を撒き散らしています。これらの匂いや蒸し暑さ、騒音喧噪などは強烈な印象となり、大袈裟に表現すれば「世界観が変わる」ため、訪れると好き嫌いが分かりますが、私にとっては魅力的な国として心に残っています。

# 「はい、こちら企業の労働110番です」。

## 振替休日と代休

加藤社会保険労務士事務所 所長  
名北労働基準協会専門相談員  
特定社会保険労務士 加藤 正人



「はい、こちら企業の労働110番です」。

労働相談でよくご質問をいただく内容から、今回は「休日の振替」の制度と残業計算および割増賃金計算の方法についてお話しいたします。

そもそも「休日の振替」の「休日」は、労働基準法でいう週1日もしくは4週間を通じ4日与えなければならない『法定』の休日を意味し、あらかじめ「休日の振替」を行うことで当初の（法定）休日が労働日になり、振り替えられた労働日が（法定）休日にとって替わるという効果が得られることとなります。したがって、休日に働けば通常35%の割増賃金が必要ですが、あらかじめ労働日に替えたために割増賃金は発生しません。

よく代休との違いについてご質問をいただくことがありますが、休日に勤務して後日その分の休みを取るいわゆる「代休」にはその効果がありません。法定休日出勤による1・35の賃金のうち、代休を同一賃金計算期間内に取得した場合「1」の部分は相殺されるが「0・35」の割増賃金の支払だけは発生します。

また、休日を振替えたとしても、週40時間を超える労働時間には25%の割増賃金が発生します。つまり、振替休日は、同一週内に設けないと休日出勤をした週はどうしても週40時間を超えてしまい、割増賃金の支払が必要となるのです。これが、ときおり月給者の場合などで、1カ月間の休日日数が同じであるため、週40時間超えの割増賃金支給が忘れられてしまうことがありますので注意が必要です。

また、「休日の振替」は「代休」と違い、制度として就業規則に定める必要があります。代休については必ずしも就業規則に定めが無くとも実務上行うことが可能です。ただ、どちらの場合も、休日出勤からどのくらいの期日以内で振替休日等を取得するか、会社のルールとして定めておくことが望まれます。法的にはそこまでの詳細な決まりはありません。したがって翌月に振替休日等が取れる規定等も可能ですが、労基法の「賃金の全額払」の規定から、厳密には振替や代休が月をまたぐ場合は割増賃金や賃金控除（会社規定による）等の扱いが必要となりますのでご注意ください。ちなみに行政指導としては、「できる限り近接している日が望ましいこと」とされています。

次に、36協定に関係する時間外労働時間および休日労働回数について見てみます。まず「休日の振替」の場合、出勤した休日が労働日に替わるため、休日出勤回数は数えませんが、「代休」の場合は休日労働1回となります。ただしそれが法定外休日の出勤であれば休日出勤回数は数えませんが（日曜を法定休日と定めている場合の土曜出勤、または同一週内に別に休日が1日ある場合）。また、同一週内での振替休日または代休の場合時間外労働は発生しませんが、同一週内でなければ振替休日、代休いずれの場合も週40時間超えは時間外労働になります。

ちなみに1週間の始まりは、就業規則等に特別に定めが無い場合、日曜から始まることになっています。

いかがでしょうか。なかなか分かり易いご説明ができず恐縮です。さらなるご質問は、ぜひ「企業の労働110番」へお気軽にお電話ください。

# 熱中症 を防ごう!

愛知労働局



## STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

2024年5月1日~9月30日（4月：準備期間／7月：重点取組期間）

- 毎年、梅雨明けの時期になると日差しが急に強くなり、急激な環境温度の変化に身体が対応しきれずに、全国的に熱中症が発生しています。**令和5年、愛知県内で発生した就業中の熱中症は、59人**（休業4日以上・12月末時点での速報値）となりました。
- 熱中症の発生は**WBGT（暑さ指数）と明確に関連**しており、予防についても作業者の暑熱環境ばく露管理を行うことで一定の**科学的アプローチが可能**です。このパンフレットを参考に、関係者が熱中症に対する十分な認識を持ち、熱中症の根絶を目指しましょう。

### 愛知県内における熱中症発生状況【休業4日以上での死傷災害】

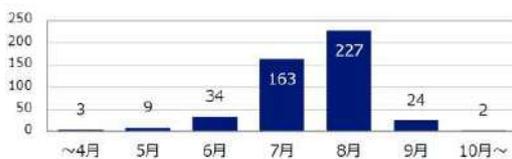
年別発生件数

発生年	休業者数	死亡者数	合計
平成26年	16	0	16
平成27年	20	4	24
平成28年	30	1	31
平成29年	35	1	36
平成30年	76	3	79
令和元年	49	2	51
令和2年	88	4	92
令和3年	28	0	28
令和4年	46	0	46
令和5年	59	0	59
合計	447	15	462

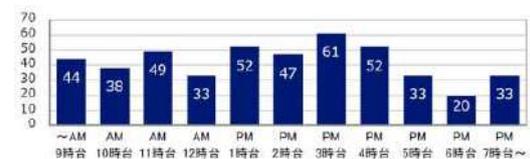
気温と熱中症発生状況の関係



月別発生状況（過去10年分）



時間帯別発生状況（過去10年分）



作業場所別発生状況（過去10年分）



- 愛知では毎年、数十名の方が休業4日以上となる熱中症を発症しています。近年**死亡例が発生していない**のは、「早期の医療機関受診」が浸透し、軽症のうちに治療できるケースが増加したなどが考えられます。
- 熱中症の発生は毎年5月頃、かなり早い時期から始まります。最多となる7月~8月を迎える前に、**早期に予防対策に取り組むことが重要**です。
- 熱中症は、午後3時から4時台をピークに、**全ての時間帯で発生**しています。発生場所も屋外に限らず、**屋内の割合もかなり高くなっています**。

# 令和6年賃金構造基本統計調査の 実施について（お願い）

愛知労働局

厚生労働省が実施しております各種統計調査につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年も7月に、「賃金構造基本統計調査」を下記のとおり実施いたします。

この調査は、国の最も重要な統計の一つとして法律（統計法）に基づく「基幹統計」に指定されております。

調査の対象となりました事業所におかれましては、大変お忙しいところ誠に恐縮ではありますが、調査の趣旨、重要性をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

### 1 調査目的

主要産業に雇用される労働者について、賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的としています。

### 2 調査結果の活用

企業の賃金を決定する際の資料として広く利用されているほか、賃金関係の訴訟等における逸失利益算定の資料にも利用されています。

また、最低賃金の決定や、労災保険給付における休業給付基礎日額の最低・最高限度額の算定等、行政資料としても必須のものとなっています。

### 3 調査対象企業

厚生労働省が一定の方法によって抽出した愛知県内の事業所です。

### 4 調査票等の発送時期

調査対象となった事業所へは、厚生労働本省から調査票等を7月初旬までに順次発送します。

### 5 提出期日及び提出方法

令和2年から政府統計オンライン調査総合窓口からオンラインで回答できるようになりましたので、是非ご活用ください。

なお、7月31日までに愛知労働局（ただし、一括調査企業の場合は、厚生労働本省）への郵送による提出も可能です。

（政府統計オンライン調査総合窓口） <https://www.e-survey.go.jp>

お問合せ先 愛知労働局労働基準部賃金課 電話 052-972-0258

# 賃金引き上げ 特設ページを公開中!

この特設ページには、賃金引き上げを実施した企業の  
取り組み事例や、各地域における平均的な賃金額が  
わかる検索機能など、賃金引き上げのために参考となる  
情報を掲載しています。

賃金引き上げを検討される際に、是非ご利用下さい!

## 賃金引き上げ特設ページのメニュー

### MENU1

賃金引き上げに向けた  
取り組み事例の紹介

### MENU2

地域・業種・職種ごとの  
平均的な賃金検索機能

### MENU3

賃金引き上げに向けた  
政府の支援策の紹介

PICK UP!

## 地域・業種・職種の平均的な賃金検索機能

いざ賃金を引き上げようと思っても、いくらにすれば良いか悩ましいところ…。賃金検索機能は、地域・業種・職種の平均的な賃金を調べることができます。企業内の賃金を決める上での参考としてお使いいただけます。

### 検索結果の例

A県における「▲▲業」における平均的な賃金額

A県	所定内給与額(月額) (千円)	所定内給与額時給 (円)	年間賞与等特別給 (千円)
合計	378.9	2,301	1,339.3
～19歳	186.7	1,125	122.0
20～24歳	221.1	1,351	420.8
25～29歳	260.1	1,586	783.7
30～34歳	301.1	1,821	959.6
35～39歳	354.5	2,149	1,213.0
40～44歳	401.5	2,428	1,422.3
45～49歳	412.5	2,490	1,482.9
50～54歳	460.6	2,780	1,889.8
55～59歳	492.7	3,042	1,983.9
60～64歳	344.0	2,110	1,068.1
65～69歳	284.4	1,734	542.2
70歳～	266.4	1,602	296.6

A県における「職種」別における平均的な賃金額

職種	平均年齢	所定内 給与額(月額) (千円)	所定内 給与額時給 (円)	年間賞与等 特別給 (千円)
生産工程従事者	41.6歳	283.3	1,700	683.1
はん用・生産用・業務用 機械器具組立従事者	44.2歳	274.1	1,675	905.9
金属プレス従事者	42.6歳	281.2	1,595	719.1
金属溶接・溶断従事者	38.8歳	269.9	1,579	824.9
運搬・清掃・包装等従事者	48.4歳	251.3	1,533	432.9
清掃員(ビル・建物を除く)、 廃棄物処理従事者	49.4歳	282.6	1,759	623.5

A県の「短時間労働者」における平均的な賃金額

A県	1時間当たり 所定内給与額(円)	A県	1時間当たり 所定内給与額(円)
産業計	1,752	製造業	1,483

詳しくは賃金引き上げ特設ページでチェック▶

<https://www.saiteichingin.info/chingin/>



安心して働きたい！

令和  
6年度

申告と納付はお早めに

# 労働保険の年度更新

(労災保険・雇用保険)

6.3<sub>月</sub> ~ 7.10<sub>水</sub>

- 年度更新申告書は5月末頃に送付する予定です。●口座振替による納付が便利です。
- 電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。

厚生労働省年度更新お知らせページ

年度更新 お知らせ

検索



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・  
(一社) 全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会

厚生労働省ホームページ  
<https://www.mhlw.go.jp>

## 事業主の皆様へ

# 誰もが活躍できる職場づくりを進めましょう

## ～外国人雇用はルールを守って適正に～

外国人労働者の適正な雇用、労働条件の確保と不法就労の防止にかかる次の事項について、事業主はじめ国民の皆様の一層のご理解とご協力をお願いします。

### ◆ 外国人を雇用する際の注意事項

- ◇ 外国人の就労については、「出入国管理及び難民認定法」（いわゆる「入管法」といいます。）により、「永住者」、「定住者」、「技術・人文知識・国際業務」、「技能実習」、「特定技能」など一定の在留資格（在留カード等に記載）を持つ方に限られています。
- ◇ 在留期間を経過して就労する場合や、「留学」や「家族滞在」などの在留資格の方で資格外活動許可を受けずに就労した場合は不法就労となります。
- ◇ 外国人労働者も日本人と同様に労働基準法、労働保険（労災保険・雇用保険）をはじめとする労働関係法令や、社会保険（厚生年金・健康保険）が適用されます。
- ◇ 不法就労者を雇用した者やあっせんした者、また、集団密航者を雇用している者は、「入管法」により厳しい処罰を受けることがあります。  
違法な仲介業者から外国人を受入れないようにしてください。
- ◇ 採用にあたっては、ハローワーク（公共職業安定所）をご利用ください。
- ◇ 労働施策総合推進法により、すべての事業主は、外国人労働者の雇用及び離職の際に、外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間、国籍などを確認し、ハローワークへ届出ること（外国人雇用状況の届出）が義務付けられています。

また、厚生労働省では、外国人の方々が我が国において安心して働き、社会に貢献していただくために、事業主の皆様が遵守すべき法令や努めるべき雇用管理の内容を、法律に基づき「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」を策定しています。

事業主の皆様は、この指針に基づき、外国人の方々が在留資格の範囲内で、その能力を有効発揮しながら適正に就労できるよう、外国人労働者の雇用管理、職場環境の改善や再就職の支援に取り組んでください。

※指針は厚生労働省ホームページに掲載しています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/gaikokujin/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/index.html)

トップページ > テーマ別に探す…雇用・労働 > 雇用 > 外国人雇用対策

【問い合わせ先 ・ハローワーク名古屋東 TEL052-774-1115 ・ハローワーク名古屋南 TEL052-681-1211】



チングを行い、中小企業の人材確保を図ってまいります。

さらに、本県の強みであるモノづくりを支える人材の育成に引き続き取り組むとともに、デジタル人材育成を通じて県内産業のデジタル化・DX（デジタルトランスフォーメーション）を進めてまいります。中小企業に対し、デジタル人材の育成を助言する専門家の派遣や、研修カリキュラムの作成から研修実施、研修後のフォローアップまでの伴走支援を行うほか、一般社員向けに急速に普及する生成AIの知識・スキルを身につける研修を新たに実施するなど、階層別に人材育成研修を実施してまいります。

また、名古屋高等技術専門校等において、離転職者や在職者を対象に、IoTやプログラミング等のデジタル活用分野の職業訓練を実施してまいります。岡崎高等技術専門校では、2025年4月からのロボットシステム科（仮称）などの訓練開始に向け、引き続き建替工事を実施してまいります。

2023年度から史上初の3年連続で愛知県国際展示場（Aichi Sky Expo）をメイン会場として開催する技能五輪全国大会・全国アビリンピックにつきましては、2024年度大会から本県も主催者の一員に加わり、11月に開催いたします。大会当日は、高校生や技能士等による競技解説や、大会見学バスツアーを実施するなど、多くの県民の皆様にご来場いただけるよう、大会見学の促進に取り組んでまいります。

また、9月に開催地が決定される2028年技能五輪国際大会の日本・愛知での開催実現に向け、国や関係者とともに招致活動に取り組むとともに、招致をPRするシンポジウムやイベントを県内で開催し、大会招致機運の醸成を図ってまいります。

2024年度の本県労働行政における取組は以上であります。今後とも、社会情勢に応じ必要な施策を適切なタイミングで実施してまいりますので、引き続き、皆様方の御支援・御協力をいただきますようお願いいたします。

- ▼あいちテレワークサポートセンター ☎052-581-0510
- ▼ヤング・ジョブ・あいち ☎052-232-2351
- ▼あいち子育て女性再就職サポートセンター（ママ・ジョブ・あいち） ☎052-485-6996
- ▼あいち障害者雇用総合サポートデスク ☎052-583-1010
- ▼外国人雇用に関する企業向け相談窓口・定住外国人向け就職相談窓口 ☎050-5527-0895
- ▼あいちUIJターン支援センター ☎052-308-4859
- ▼名古屋高等技術専門校 ☎052-917-6711
- ▼岡崎高等技術専門校 ☎0564-51-0775

#### 2024年度技能五輪全国大会・全国アビリンピック大会概要

大会名	第62回技能五輪全国大会	第44回全国アビリンピック
日程	2024年11月22日（金） ～25日（月）	2024年11月22日（金） ～24日（日）
会場	愛知県国際展示場 （Aichi Sky Expo）他	愛知県国際展示場 （Aichi Sky Expo）
主催	厚生労働省、愛知県、 中央職業能力開発協会	（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構、 愛知県